

規制シート(様式)

190195601210001

平成29年2月20日

規制の名称	倉庫業法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	大臣官房参事官(物流産業) 川上泰司
規制目的	倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉庫証券の円滑な流通を確保すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。 ○ 営業に関する事項の届出(料金の事後届出制等)、譲渡譲受/合併等における認可。 ○ 国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、倉庫証券を発行してはならない。 ○ 国土交通大臣は、必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。等 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫業に係る参入について、国土交通大臣の許可制から登録制へ変更 ○ 料金の事前届出制から事後届出制への変更(いずれも平成13年法改正) 	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫業は一般消費者等を含む不特定多数の者から物品の寄託を受けてその保管を行うという性質上、利用者利益の保護のため、保管物品を良好な状態で保管するための規制が必要である。 ○ また倉庫証券については、その流通性に鑑み、第三者の利益保護と証券の公信力の増進を図る必要があり、倉庫証券を発行する事業者には証券の発行に必要とされる知識経験や、証券事故が起きた際にその賠償に応じられる能力等の資力信用が求められるため、その発行を許可制とすることで、倉庫利用者の利益を保護するとともに、倉庫証券の円滑な流通を確保している。 	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		